

選挙管理委員（補充員を含む）の選挙方法について

1 選挙管理委員会の設置・委員の選挙（地方自治法第 181 条、182 条）

選挙管理委員は 4 名（補充員も同数）で、議会において選挙することとなっている。

2 選挙の手続（地方自治法第 118 条）

- (1) 選挙は、原則として単記・無記名投票で行う。
- (2) (1)にかかわらず、議会は、次の 3 点について議員中に異議がない場合は、指名推選の方法を用いることができる。
 - ① 指名推選の方法を用いること
 - ② 指名方法、すなわち指名者を誰にするか
 - ③ 指名された者を当選人とすること

3 これまでの選挙方法

- (1) 昭和 59 年 6 月及び昭和 61 年 7 月の各派交渉委員会の申し合わせにより、議長による指名推選の方法により委員を選挙してきた。
- (2) 平成 12 年 12 月 6 日の代表者会議において、次のとおり確認され、以後この選挙方法を踏襲してきている。
 - ① 委員及び補充員の選考基準を明確にする
 - ② 選出は指名推選の方法を用い、指名者は議長とする
 - ③ スケジュール

正副議長で被指名者の案を作成

議会運営委員会で指名推選の方法を用いることを諮る（採決日前日）

本会議で選挙（採決日）

議会で当選通知書作成、報道資料提供（採決後）

委員及び補充員の選考基準

- ・ 70 歳（就任時）までとすること
- ・ 職業、性別及び地域等を考慮し広く人材を選ぶこと
- ・ 任期は 2 期までとし、原則として半数を交代すること